



障害のある学生のための

学生サポーター ハンドブック

一橋大学
障害学生支援室

1. サポーター活動とは

本学では、様々な障害のある方々がみなさんと一緒に学んでいます。中には、大学生活を送る上でサポートが必要な人もいます。障害学生支援室では、サポートを希望する障害のある学生に対し、**他の学生と「同じスタートラインに立てる」**ことを目指した支援調整を行っています。例えば、視覚に障害のある学生が音声で理解できるように資料をデータ化する、聴覚に障害のある学生が授業を受けられるように授業中の音声を文字に起こす、など、学習の妨げとなることをとりぞくことで、みんなが平等であるための配慮を行います。一人一人の状況に応じたサポートを行います。障害があってもサポートを望まない方には、本人の意思と自主性を尊重し、サポートを強要しません。

学内のサポート活動には、障害学生支援室だけではなく、教員や職員、ゼミの仲間など、様々な人々が関わっています。学生サポーターのみなさんには、その活動の主力を担うメンバーとして、活動をしてもらいます。サポーターと障害学生支援室は従業者－雇用主の関係ではありません。一緒にサポートに取り組むチームだと思って活動に取り組んでください。

2. サポーター活動の流れ

1	支援室で面談、サポーター登録 書類、活動可能な時間等を提出。サポーターとして登録をします。
2	興味のある活動に応募、条件があった場合活動に参加（雇用契約） 人員が足りない活動について、支援室から活動参加者の募集をします。興味がある活動に応募してください。条件が合えば、活動に参加できます。有償の活動の場合は、雇用に関する細かい説明をうけ、雇用契約を結びます
3	養成講座受講 活動開始 障害に関する基礎知識と、実際のサポートにあたってのスキルを身に付けてもらいます。サポート内容によっては養成講座の受講が不要な場合もあります。
4	半期ごとの登録更新 半年に一回登録の更新を行います。次学期の時間割を登録してください。

※サポーターの募集は随時行います。

※活動内容によって流れは変わります。

3. サポート活動におけるルール

円滑に支援を進めていくために、ルールがあります。サポーターは、仕事であることを自覚したうえで、責任をもって活動に参加しましょう。

1. 報告、連絡、相談

- ◇ 何か出来事があった場合には自分だけで処理をせず、すぐに連絡をしてください。トラブルが起きた場合も一緒に解決方法を考えましょう。
- ◇ 些細なことでも、サポーター活動中に気になることがあった場合は報告してください。皆さんの気づきが活動の改善につながります。
- ◇ サポート活動中に支援対象学生や教員から質問や相談を受けた場合については、自分で判断できることか熟慮して対応するように心がけてください。その場ですぐ判断できないことよりも、間違った判断をする方が問題です。わからないことには「わからない」と答えましょう。
- ◇ 障害学生支援室からのメールはこまめにチェックをし、必ず返信をしてください。障害学生支援室に登録する連絡先はできるだけ連絡のつきやすいものとし、変わった場合にはすぐに連絡してください。

2. 時間厳守

- ◇ ノートテイク等、決まった時間に行われる活動については、必ず時間を守ってください。
- ◇ データ化作業等についても、作業スペースの確保や準備が必要になりますので、時間を守るようにしましょう。万が一遅刻や欠席になる場合は、早めに連絡をください。また、その場合は、出来るだけ別日に作業が出来る時間を提示するようにしてください。

3. どこまで支援をするのか

- ◇ 直接支援対象学生に接する活動の場合は、「なにをどのように支援をするのか」、事前に相互で確認しましょう。
- ◇ 障害学生支援の目的は、障害によって困難となっていることの補助です。できることは自分で行うことが原則です。できることを意図的にやっていない場合は、その部分の補助をする必要はありません。
- ◇ 仕事の範囲を意識しましょう。先回りに支援をしすぎる必要はありません。また、支援対象学生や教員から過剰に支援を求められた場合は、断ってもかまいません。

5. 守秘義務・個人情報の保護について

- ◇ サポート活動を通じて知り得た支援対象学生に関する個人的な情報を第三者に漏洩してはいけません。
- ◇ サポート活動の中で得た授業や教科書の資料を、サポート活動以外の目的で使用してはいけません。第三者にみせたり(情報の漏えい)、自分のPC・USBに保存(情報の持ち出し)をしないようにしましょう。
- ◇ サポート活動中にアクセス可能なデータについて、サポート活動以外の目的で使用しないようにしましょう。
- ◇ サポート活動について、SNS等で発信、報告することは禁止です。
- ◇ 契約期間終了後においても、知り得た個人情報の保護について遵守しましょう。

＼もっと詳しく／

個人情報と守秘義務について

個人情報とは、特定の個人を識別することが出来る情報のことであり、氏名・住所・生年月日・連絡先はもちろん、学生の成績評価や履修情報、試験の答案、提出物などもふくまれます。学籍番号など、それだけでは個人を識別できなくても、他の情報と組み合わせることで個人を識別できるものも個人情報にあたります。例えば、支援対象学生の履修科目一覧なども個人情報に相当します。支援対象学生の障害名やどのような障害であるかということ、支援室に通っているという情報自体も個人情報です。

みなさんは、支援活動に参加する中で、様々な個人情報を知ることになります。自分が支援をしていることを人に話すときには、これらの個人情報について配慮が必要です。個人情報公開の範囲を決められるのは本人だけです。**本人に承諾を得ないで、個人が特定できる情報を他人に伝えることは、絶対にやめましょう。**本人に伝わる恐れのない第三者(親や他大学の友達)であったとしても、同様です。

特に、障害に関する情報については、学内でも知っている人と知らない人がいます。教職員全員が全ての支援対象学生を把握しているわけではありません。何をどこまで話していいか迷った場合には、障害学生支援室に相談してください。

4. シチュエーション別NG行動集

サポート活動のルールを聞いても、具体的に「何をしたらいいのか・いけないのか」、イメージしにくいかもしれません。以下では、具体的なNG行動をあげていきます。読みながら、何がいけないのか、自分ならどうするか、考えてみてください。



支援室で知り合いの〇〇さんが面談を受けているのを見かけた！
〇〇さんって支援受けてたのね。何か力になりたいし、今度どんな支援を受けているのか聞いてみよう。

支援を受けている人の中には、支援を受けていることにあまり触れられたくない人もいます。たとえ本人であったとしても、むやみに支援をうけていることを指摘したり、話題にあげたりしないようにしましょう。また、面談で話していることを他の人に聞かれたくない人もいます。許可なく支援室に立ち入ることはしないようにしましょう。



支援室の中に同じサークルの◇◇くんが入っていくのを見かけたけど、同じサポーターなのかな？サポーターの話とかしたいし、今度聞いてみよう。

◇◇くんは支援対象学生かもしれません。周囲には内緒にしているけれど、支援を申請している人もいます。支援室に出入りしていることをむやみに指摘したり、話題にあげたりしないようにしましょう。もしも他のサポーターの人に相談したいことがある場合は、まず障害学生支援室に相談してください。



今日のサポート作業疲れた…××先生の授業って早口だし打ち込み追いつかないんだよね～。SNSで愚痴っちゃおう。

🚫【××先生のPCノートテイクめっちゃ疲れる！】

どの授業でサポート活動しているのか、という情報も、支援対象学生の個人特定の手掛かりになってしまいます。SNS等で発信しないようにしましょう。



△△ちゃんが支援対象学生の知り合いらしい！どんなひとか気になるから、聞いてみよう～。

別にその人が支援対象学生だってことを言わなければいいよね？

支援対象学生のことを詮索することはやめましょう。支援対象学生にとっては知られたくない情報かもしれません。また、△△さんが、あなたが学生サポーターをしていることを知っているとしたら、その人が支援対象学生であることに気が付いてしまう可能性もあります。



バイト先に支援対象学生がきた！支援対象学生も何か配慮が必要かもしれないし、バイトの子なら大学に関係ないから、障害のこと、話してもいいよね？

大学に関係がない人でも、本人の許可なく支援対象学生の個人情報話を話してはいけません。また、本人が支援を求めない限り、先回りして配慮をしなくても大丈夫です。**障害のある人の中には、出来る限り自分の力で生活したい人もいます。**もしも困っているようならば、声をかけてあげてください。



私がデータ作成している支援対象学生って□□さんっぽいぞ！データの使い心地とか気になるし、挨拶しちゃおう～

サポート活動中に支援対象学生と接触する必要のないサポート活動の場合、基本的に、支援対象学生が誰であるかということは支援室からはお伝えしません。もしも誰であるか気が付いたとしても、**支援対象学生本人の許可なく接触しないでください。**もしも自分のサポート活動に対するフィードバックがほしい場合には、障害学生支援室に相談してください。

ルールをはじめから覚えられる人はいません。

困ったとき、迷ったときは一人で抱えず障害学生支援室に相談を。



作成

一橋大学 保健センター 障害学生支援室

〒186-8601 東京都国立市2-1

西キャンパス 第2講義棟1階

開室時間：月～木 10:00～12:00, 13:00～17:00

（相談受付は16:30まで）

TEL :042-580-8927

E-mail: stu-ss.g@dm.hit-u.ac.jp



※金土日、祝日、年末年始、および学長の定める休日は閉室となります

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaiishien.html>

